

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年十一月三十日法律第九十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。